

「お客さま感謝定期預金」の商品説明書

大阪協栄信用組合

1. 商品名		お客さま感謝定期預金	
2. 販売対象		原則、個人の組合員	
3. 販売期間		当初販売期間:令和4年4月1日から令和4年6月30日 販売延長期間:令和4年7月1日から令和4年9月30日 但し、令和4年7月1日から令和4年9月30日の期間において募集総額500億円に達した場合は期間中であっても取り扱いを終了させていただきます。	
4. 預入	(1) 預入方法	新たな資金※による一括でのお預入れ ※定期預金の満期金または中途解約金(当該資金の現金による払出後の現金お預入含む)によるお預入れは原則できません。	
	(2) 預入金額	1000万円以上 3000万円以下	
	(3) 預入単位	1円単位	
	(4) 預入期間	3年、5年 ※満期日指定方式のお取扱いはできません。	
5. 払戻方法		満期日以降に一括して払戻します。	
6. 利息	(1) 適用金利	預入期間3年の場合	預入期間5年の場合
		年0.45%	年0.50%
	(2) 利払方法	満期日以降に一括してお支払いします(中間利払いのお取扱いはできません)。	
	(3) 計算方式	付利単位1円とし、1年を365日とする日割計算。6ヵ月毎の複利計算。	
(4) 税金	利息に対し20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息に対しては、復興特別所得税(0.315%)が付加されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。		
7. 自動継続		元利継続あるいは元金継続のお取扱いができます。 満期日に、当初お預入れ時と同じ期間のスーパー定期1000に自動継続します。	
8. 特約事項			
	(1) マル優	マル優のお取扱いはできません。(お預入れの金額が1000万円以上のため)	
	(2) 総合口座	総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)	
9. 期限前解約(中途解約)			
	(1) 解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率で預入日から解約日の前日までの日数計算をした利息(期限前解約利息)から税金を差し引き、元金と合わせてお支払します。	
	(2) 中途解約利率	①契約が3年のもの ・実際の預入期間が6ヵ月未満の場合 …………… 解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6ヵ月以上2年未満の場合 … 約定利率×20% ・実際の預入期間が2年以上3年未満の場合 …… 約定利率×50% ②契約が5年のもの ・実際の預入期間が6ヵ月未満の場合 …………… 解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6ヵ月以上2年未満の場合 … 約定利率×10% ・実際の預入期間が2年以上3年未満の場合 …… 約定利率×20% ・実際の預入期間が3年以上4年未満の場合 …… 約定利率×40% ・実際の預入期間が4年以上5年未満の場合 …… 約定利率×70%	
	(3) 解約手数料	いたしません。	
10. 苦情処理措置・紛争解決措置		<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等はお取引のある営業店または総務部にお申出ください。</p> <p>【大阪協栄信用組合総務部】</p> <p>受付日:月曜日～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く)</p> <p>受付時間:午前9時～午後5時</p> <p>電話:06-6644-6101</p> <p>所在地:〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-9-18</p> <p>なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますので申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://osaka-kyoei.co.jp/</p>	

	<p>苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています。</p> <p>【大阪地区しんくみ苦情等相談所(一般社団法人 大阪府信用組合協会)】 受付日 :月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電 話 :06-6941-1441 所在地 :〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9</p> <p>【しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)】 受付日 :月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電 話 :03-3567-2456 所在地 :〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、民間総合調停センターや仲介センターへ申し出ることも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。</p> <p>①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
11. その他参考となる事項	
(1) 期限後利息	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
(2) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。
(3) 証書・通帳	通帳を発行します。(証書式のお取扱いはできません。)
(4) 預金保険制度	預金保険の対象(定額保護)となります。

(令和4年7月1日現在)